胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会委員公募要領

（趣旨）

第１条　この要領は、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領（以下「要領」とする。）に基づき、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会委員（以下「委員」とする。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

（応募の資格）

第２条　応募の資格は、次のとおりとする。

　（１）胆振総合振興局管内に居住する満２０歳以上の者（性別は問わない。）

　（２）農業・農村の振興と環境に関して幅広い見識と関心を有する者で、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会の会議に出席出来る者

　（３）国または地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む。）以外の者

（応募の方法）

1. 応募をしようとする者は、胆振総合振興局地域産業担当部長が定める応募用紙（別紙様式１）と農業・農村の振興と環境との調和に関するテーマについての作文を提出するものとする。

（選考委員会の設置）

第４条　委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。

　２　選考委員は、胆振総合振興局地域産業担当部長、農村振興課長、主幹（企画調整）及び主幹（基盤整備）の計４名とする。

　３　選考委員会には、選考委員長を置くものとする。

　４　選考委員長は、地域産業担当部長の職にある者とする。

　５　選考委員会は、必要に応じ、選考委員長が招集する。

　６　選考委員会の庶務は、胆振総合振興局産業振興部農村振興課において処理する。

（委員の選考）

第５条　委員の選考は、選考委員会において行うものとする

　２　委員の選考にあたっては、第３条の規定により提出された作文のほか、活動歴、地域バランス等を考慮するものとする。

　３　選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

（委員の業務）

第６条　「地域住民の代表」として、農業農村整備事業等の環境との調和への配慮に関する方法等について、「環境に関する専門家」、「農業関係者」と意見交換、情報交換を行う。

　　２　非常設の懇談会のため、当該年度開催する協議会への出席をもって委員の業務を終了することを基本とする。

３　会議に出席した場合、報償金及び交通費を支給するが、報償費支給事務に伴い、社会保障・税番号制度に係る個人番号（マイナンバー）の提供について協力を求める。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、胆振総合振興局地域産業担当部長が定める。

附則　この要領は、平成２０年３月２７日から施行する。

附則　この要領は、平成２２年４月　１日から施行する。

附則　この要領は、平成２８年６月　７日から施行する。